

# 県立広島大学同窓会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は県立広島大学同窓会と称する。

第2条 本会は本部を広島市南区宇品東一丁目1番71号県立広島大学広島キャンパス内に置く。

第3条 本会は次の会員をもって構成する。

### (1) 正会員

ア 県立広島大学の卒業生

イ 県立広島大学に統合された県立広島女子大学、広島県立大学及び広島県立保健福祉大学（以下「旧県立三大学」という。）の卒業生

ウ 旧県立三大学のうち、県立広島女子大学の前身校である広島県立広島高等女学校専攻科、広島女子専門学校、広島女子短期大学、広島女子大学の卒業生

エ 旧県立三大学のうち、広島県立大学の前身校である広島農業短期大学の卒業生

オ 旧県立三大学のうち、広島県立保健福祉大学の前身校である広島県立保健福祉短期大学の卒業生

### (2) 準会員 県立広島大学の在学学生

第4条 本会は会員相互の親睦を図り、会員の社会活動の進展を図るとともに県立広島大学の発展に寄与し、併せて地域社会に貢献することを目的とする。

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 県立広島大学の後援

(2) 会員の生涯学習

(3) 会報の発行

(4) 会員名簿の発行

(5) その他本会の目的達成に必要と認められる事業

第6条 本会の会員は、入会金及び年会費を納入しなければならない。

2 準会員は正会員になった時点で年会費を納入する。

3 入会金・年会費については別に定める。

## 第2章 役員

第7条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 若干名

理事 (会長及び副会長を含む) 若干名

監事 2名

第8条 役員は正会員の中から、次の方法で選出する。

(1) 会長及び副会長の選出は、理事の互選により、総会の議決を得て行う。

(2) 理事の選出は、会員若干名で構成する候補者推薦委員会の推薦により、総会の議決を得て行う。

(3) 監事の選出は、理事会の議に基づき会長が推薦し、総会の議決を得て行う。ただし、監事は理事を兼任することはできない。

第9条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は会務を審議し、分担執行する。
- (4) 監事は本会の資産状況及び会務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げないが、会長及び副会長は3期を限度とする。

- 2 役員に任務遂行が困難なことが生じた時、その役員代理の者を理事会で決定する。ただし、任期は前任者の残余期間とする。

第11条 本会に名誉会長を置き、県立広島大学長を推戴する。

第12条 本会の会務を処理するため、本部に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局員若干名を置き、会務処理に当たる。
- 3 事務局長は、事務局を統括し理事が兼任する。
- 4 事務局員は会長が任命する。

### 第3章 会 議

第13条 本会の会議は総会と理事会とし、会長が招集する。

第14条 総会は正会員をもって構成する。

- 2 総会は年1回、原則として6月に開催する。ただし、必要により臨時に開催することができる。
- 3 総会は次の事項を審議・決定する。
  - (1) 本会の財産の処分
  - (2) 会則の制定及び改廃（細則を含む）
  - (3) 会長、副会長、理事及び監事の選出
  - (4) 予算及び決算の承認
  - (5) 会員の除名
  - (6) その他必要と認めた事項
- 4 総会の議長は出席者の中から選出する。
- 5 議決は出席者の過半数の同意により、可否同数の場合は議長がこれを決定する。ただし、本条第3項(1)及び(2)については出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第15条 理事会は会長、副会長、理事及び監事をもって構成する。

- 2 理事会は年2回開催する。ただし、必要により臨時に開催することができる。
- 3 理事会は次の事項を審議し、会務を分担執行する。
  - (1) 本会の運営及び事業に関する事項
  - (2) 収支予算（案）及び収支決算並びに、総会に提出する議案事項
  - (3) その他、会長が必要と認めた事項
- 4 理事会は理事の過半数の出席をもって成立する。ただし、書面による委任は出席とみなす。
- 5 理事会の議長は会長とし、副議長は副会長のうち1名とする。
- 6 理事会の審議事項の決定は出席者の過半数の同意により、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

## 第4章 支部

第16条 本会に支部を置く。

- 2 支部に支部長を1名置く。支部長は支部会員の中から互選により選出する。
- 3 支部長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 支部長は支部の会務を統括し、本部との連絡・調整、支部会員相互の親睦・扶助を図るものとする。

## 第5章 資産及び会計

第17条 本会の資産は次のとおりとする。

- (1) 入会金及び年会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金品
- (4) その他の収入

第18条 理事会が必要と認めたときは、総会の決議を経て基金を設けることができる。

- 2 基金の設置、基金の目的、基金の原資その他の基金に関する事項については、別途定める基金規程による。

第19条 本会の会計報告は、財産目録とともに総会の承認を受けなければならない。

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第6章 雑則

第21条 この会則に関し、必要と思われる事項は別に細則に定めることができる。

付則

- ・この会則は、平成17年4月1日制定施行する。
- ・この会則は、平成18年6月25日改正施行する。
- ・この会則は、平成20年6月15日改正施行する。
- ・この会則は、平成22年6月13日改正施行する。
- ・この会則は、平成23年6月12日改正施行する。
- ・この会則は、平成26年6月8日改正施行する。

## 細 則

### 〔入会金・年会費〕

入会金及び年会費は次のとおりとする。

- (1) 入会金 30,000円
- (2) 年会費 1,000円（5年または10年分を一括納入）
- (3) 入会金は入学時に納入するものとし、年会費は、卒業時から納入するものとする。
- (4) 納入した入会金及び年会費は返還しない。

### 〔顧問〕

本会に顧問を置き、顧問は県立広島大学同窓会会長経験者、現職の県立広島大学副学長、県立広島大学学部長及び県立広島大学事務局長とし、会長が委嘱する。

### 〔学科代表〕

本会は学科ごとに学科代表を置く。

学科代表は本部との意見交換及び会員への連絡調整を行うこととする。

また、学科代表による連絡会議を持つことができる。

なお、紫水会のクラス幹事、和音会の代議員及び広島県立大学同窓会の代議員も、上記の職務を担う。

### 〔支部長会〕

支部長会は会長、副会長及び支部長をもって構成する。

支部長会は年1回開催する。ただし、必要により臨時に開催することができる。

支部長会は本会の運営及び事業を円滑にするため、本部と支部の意見交換及び連絡調整、支部活動の報告を行うものとする。

### 〔実行委員会〕

本会は、本則第5条(5)に定められた事業を行うため、実行委員会を置くことができる。

- (1) 実行委員会は会長が理事会に諮って置く。
- (2) 実行委員会は理事会に活動報告をする。

### 〔慶弔〕

同窓生本人の死亡について、事務局への連絡があった場合、弔慰文を送る。

その他の慶弔については、会長の判断によるものとする。

(改正 平成22年6月13日)

(改正 平成26年6月8日)

### <同窓会運営に関する個人情報の取り扱いについて>

#### \*使用目的

同窓会員各位の個人情報を、会則第4条・第5条の条項に基づく活動を遂行するために使用いたします。

県立広島大学同窓会では、本会のみならず業務委託先も含めた個人情報の適切な取り扱いに努めます。また、同窓会事務局では名簿を慎重に管理しております。